

市町村再犯防止等推進会議設置要綱

平成30年8月29日

市町村再犯防止等推進会議決定

1 目的

市町村再犯防止等推進会議（以下「会議」という。）は、再犯の防止等の推進に関する政策の企画及び実施並びに実施に当たっての諸課題等について、法務省及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）が協議を行い、もって国及び市町村の同政策の効果的かつ効率的な推進を図るとともに、国及び市町村間で再犯防止に係るネットワークを構築することを目的とする。

2 構成及び運営

(1) 会議は、次に掲げる者をもって構成する。また、会議には、必要に応じてその他関係者の出席を求めることができる。

ア 法務省大臣官房政策立案総括審議官

イ 法務省大臣官房審議官（刑事局担当）

ウ 法務省大臣官房審議官（矯正局担当）

エ 法務省大臣官房審議官（保護局担当）

オ 法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長

カ 会議の趣旨に賛同する市町村の長

(2) 議長は、法務省大臣官房政策立案総括審議官とし、会議を主宰す

る。

3 分科会

- (1) 構成員（議長である構成員を除く。）は、会議における協議に資するため必要があると思料するときは、分科会の開催を求めることができる。
- (2) 分科会の開催、構成及び運営に関し必要な事項は、構成員が会議に諮って定める。

4 招集等

- (1) 会議の招集は、協議すべき具体的事項を示して、議長が各構成員に通知することにより行う。
- (2) 構成員が欠席する場合は、当該構成員は、議長の了解を得て、代理人を出席させることができる。

5 庶務

会議の庶務は、法務省の関係局部課の協力を得て、法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室において処理する。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。